【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月26日
【中間会計期間】	第144期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	株式会社トマト銀行
【英訳名】	ＴＯＭＡＴＯ　ＢＡＮＫ，ＬＴＤ.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　髙　木　晶　悟
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区番町２丁目３番４号
【電話番号】	岡山(086)800-1830
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長　　小　田　義　行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区鍛冶町１丁目７番11号 株式会社トマト銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)5256－1030(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長　　森　安　　啓
【縦覧に供する場所】	株式会社トマト銀行神戸支店 (兵庫県神戸市中央区元町通５丁目１番８号) 株式会社トマト銀行東京支店 (東京都千代田区鍛冶町１丁目７番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2026年度 中間連結 会計期間	2024年度	2025年度
		(自2024年 ４月１日 至2024年 ９月30日)	(自2025年 ４月１日 至2025年 ９月30日)	(自2026年 ４月１日 至2026年 ９月30日)	(自2024年 ４月１日 至2025年 ３月31日)	(自2025年 ４月１日 至2026年 ３月31日)
連結経常収益	百万円	13,006	13,051	15,255	25,661	26,577
連結経常利益	百万円	1,034	1,008	1,269	2,603	2,827
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	704	675	891	―	―
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	―	―	―	1,817	1,970
連結中間包括利益	百万円	5	1,640	1,213	―	―
連結包括利益	百万円	―	―	―	△219	2,270
連結純資産額	百万円	56,459	57,155	58,267	55,860	57,427
連結総資産額	百万円	1,364,337	1,357,874	1,382,574	1,364,026	1,388,751
１株当たり純資産額	円	4,026.50	4,077.89	4,174.62	3,974.78	4,101.70
１株当たり中間純利益	円	53.95	51.42	70.08	―	―
１株当たり当期純利益	円	―	―	―	143.50	156.49
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	35.79	34.31	51.22	―	―
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	―	―	―	92.42	100.08
自己資本比率	%	4.13	4.20	4.21	4.09	4.13
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	29,769	969	△11,947	8,640	9,685
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△682	△11,842	△382	△1,210	△7,799
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△423	△386	△422	△845	△815
現金及び現金同等物の中間期末(期末）残高	百万円	127,749	94,411	93,987	105,670	106,741
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	783 [237]	778 [235]	784 [243]	756 [236]	746 [238]

(注) １ 自己資本比率は、((中間）期末純資産の部合計－(中間)期末株式引受権－(中間)期末新株予約権－(中間)期末非支配株主持分）を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
２ 銀行法第14条の２の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出した連結自己資本比率は、８ページに記載しております。

(2) 当社の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第142期中	第143期中	第144期中	第142期	第143期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	9,865	9,978	12,287	19,388	20,473
経常利益	百万円	888	871	1,177	2,284	2,575
中間純利益	百万円	620	596	844	―	―
当期純利益	百万円	―	―	―	1,620	1,825
資本金	百万円	14,310	14,310	14,310	14,310	14,310
発行済株式総数	千株	普通株式 11,679 第２回A種優先株式 1,000	普通株式 11,679 第２回A種優先株式 1,000	普通株式 11,679 第２回A種優先株式 1,000	普通株式 11,679 第２回A種優先株式 1,000	普通株式 11,679 第２回A種優先株式 1,000
純資産額	百万円	54,641	54,782	55,677	53,569	54,839
総資産額	百万円	1,354,180	1,346,900	1,370,349	1,353,783	1,377,431
預金残高	百万円	1,248,717	1,243,340	1,264,610	1,252,364	1,274,595
貸出金残高	百万円	1,043,000	1,059,658	1,089,244	1,062,663	1,080,589
有価証券残高	百万円	157,651	168,929	160,015	155,941	158,920
１株当たり配当額	円	普通株式 25.00 第２回A種優先株式 82.50	普通株式 25.00 第２回A種優先株式 82.50	普通株式 25.00 第２回A種優先株式 82.50	普通株式 50.00 第２回A種優先株式 165.00	普通株式 50.00 第２回A種優先株式 165.00
自己資本比率	%	4.03	4.06	4.06	3.95	3.98
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	742 [223]	740 [221]	748 [225]	717 [223]	712 [222]

(注) １　自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末株式引受権－(中間)期末新株予約権）を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
２　銀行法第14条の２の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出した単体自己資本比率は、８ページに記載しております。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間（2026年4月1日～2026年9月30日）のわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな持ち直しが続いています。一方、海外経済は緩やかな成長が続くものの、通商政策や地政学リスク等を巡る不確実性が高まっています。

こうした中、物価・人件費等の上昇や人手不足を背景に、大企業と中小事業者の業績には２極化が見られるなど、地域企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、長期にわたる低金利環境から「金利のある世界」へ移行する中、企業・個人双方の資金調達や資産形成にも変化が生じています。

当社グループの主な営業基盤である岡山県におきましても、景気は緩やかな成長の動きはみられるものの、物価高や人口減少、人手不足といった課題への対応が引き続き求められます。

このような環境のなか、当中間連結会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

主要な勘定におきましては、預り資産残高（預金、譲渡性預金、投資信託、公共債及び個人年金保険の合計）は、投資信託残高の増加等により、前年度末比62億円増加して１兆4,773億円（前年同期比418億円増加）となりました。また、預金残高は、法人預金の減少等により、前年度末比95億円減少して１兆2,636億円（前年同期比217億円増加）となりました。貸出金残高は、個人向け・事業者向けともに増加し、前年度末比86億円増加して１兆845億円（前年同期比294億円増加）となりました。有価証券残高は、国債の増加等により,前年度末比10億円増加して1,598億円（前年同期比89億円減少）となりました。

損益面におきましては、貸出金利息や株式等売却益等の増加により、連結経常収益は、前年同期比2,203百万円増加の15,255百万円、連結経常費用は、預金利息や与信関連費用等の増加により、前年同期比1,943百万円増加の13,986百万円となりました。

連結経常利益は前年同期比260百万円増益の1,269百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期比216百万円増益の891百万円となりました。

連結自己資本比率（国内基準）は、2026年３月末に比べ0.20%上昇し、9.38%となりました。なお、単体自己資本比率（国内基準）も0.21%上昇し、9.25%となりました。

また、事業部門別の損益状況は、銀行業では経常収益が前年同期比2,308百万円増収の12,282百万円、経常利益は前年同期比308百万円増益の1,184百万円、リース業では経常収益が前年同期比94百万円減収の3,028百万円、経常利益が前年同期比48百万円減益の107百万円、その他(クレジットカード業)では経常収益が前年同期比１百万円増収の157百万円、経常利益が前年同期比０百万円減益の６百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前年同期比467百万円増加して6,872百万円となりました。

内訳は、資金運用収益が前年同期比1,525百万円増加の9,257百万円、資金調達費用が前年同期比1,058百万円増加の2,384百万円であります。

役務取引等収支は、前年同期比386百万円増加して833百万円となりました。

内訳は、役務取引等収益が前年同期比266百万円増加の2,075百万円、役務取引等費用が前年同期比119百万円減少の1,242百万円であります。

その他業務収支は、前年同期比520百万円減少して△25百万円となりました。

内訳は、その他業務収益が前年同期比477百万円減少の2,922百万円、その他業務費用が前年同期比43百万円増加の2,947百万円であります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	6,183	247	△24	6,405
	当中間連結会計期間	6,709	191	△27	6,872
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	7,507	321	△97	7,731
	当中間連結会計期間	9,095	310	△147	9,257
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,324	74	△73	1,325
	当中間連結会計期間	2,385	119	△120	2,384
役務取引等収支	前中間連結会計期間	473	1	△27	447
	当中間連結会計期間	865	△2	△30	833
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,833	4	△29	1,808
	当中間連結会計期間	2,106	0	△31	2,075
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,359	3	△1	1,361
	当中間連結会計期間	1,240	2	△1	1,242
特定取引収支	前中間連結会計期間	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―
その他業務収支	前中間連結会計期間	668	△72	△100	495
	当中間連結会計期間	150	△80	△94	△25
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	3,547	45	△193	3,399
	当中間連結会計期間	3,118	3	△199	2,922
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	2,879	117	△92	2,904
	当中間連結会計期間	2,968	84	△104	2,947

(注) 1　国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2　相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額と国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前年同期比266百万円増加の2,075百万円となりました。

主な内訳は、預金・貸出業務が前年同期比113百万円増加の854百万円、為替業務が前年同期比８百万円減少の320百万円であります。

役務取引等費用は、前年同期比119百万円減少の1,242百万円となりました。うち為替業務は前年同期比０百万円減少の36百万円であります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,833	4	△29	1,808
	当中間連結会計期間	2,106	0	△31	2,075
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	740	―	―	740
	当中間連結会計期間	854	―	―	854
うち為替業務	前中間連結会計期間	325	4	―	329
	当中間連結会計期間	320	0	―	320
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	305	―	―	305
	当中間連結会計期間	457	―	―	457
うち代理業務	前中間連結会計期間	123	―	―	123
	当中間連結会計期間	131	―	―	131
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	9	―	―	9
	当中間連結会計期間	8	―	―	8
うち保証業務	前中間連結会計期間	28	0	―	29
	当中間連結会計期間	27	0	―	27
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,359	3	△1	1,361
	当中間連結会計期間	1,240	2	△1	1,242
うち為替業務	前中間連結会計期間	33	3	―	36
	当中間連結会計期間	33	2	―	36

(注) 1　国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2　相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,239,650	3,690	△1,447	1,241,893
	当中間連結会計期間	1,261,166	3,443	△951	1,263,658
うち流動性預金	前中間連結会計期間	793,745	―	△1,447	792,297
	当中間連結会計期間	773,788	―	△951	772,836
うち定期性預金	前中間連結会計期間	439,431	―	―	439,431
	当中間連結会計期間	484,321	―	―	484,321
うちその他	前中間連結会計期間	6,472	3,690	―	10,163
	当中間連結会計期間	3,056	3,443	―	6,500
譲渡性預金	前中間連結会計期間	812	―	―	812
	当中間連結会計期間	650	―	―	650
総合計	前中間連結会計期間	1,240,462	3,690	△1,447	1,242,705
	当中間連結会計期間	1,261,816	3,443	△951	1,264,308

(注) 1　国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
3　定期性預金＝定期預金＋定期積金
4　相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,055,022	100.00	1,084,512	100.00
製造業	81,429	7.72	88,519	8.16
農業、林業	3,516	0.33	3,102	0.29
漁業	52	0.00	41	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	440	0.04	319	0.03
建設業	47,917	4.54	51,205	4.72
電気・ガス・熱供給・水道業	16,429	1.56	16,458	1.52
情報通信業	6,347	0.60	6,942	0.64
運輸業、郵便業	24,541	2.33	30,534	2.82
卸売業、小売業	76,057	7.21	74,630	6.88
金融業、保険業	67,834	6.43	66,903	6.17
不動産業、物品賃貸業	86,834	8.23	91,776	8.46
各種サービス業	101,252	9.60	103,448	9.54
地方公共団体	125,791	11.92	120,367	11.10
その他	416,579	39.49	430,261	39.67
特別国際金融取引勘定分	―	―	―	―
政府等	―	―	―	―
金融機関	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合計	1,055,022	―	1,084,512	―

(注)　「国内」とは当社及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前年同期比423百万円減少して93,987百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間中の営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等を主因に前年同期に比べ12,917百万円減少し、11,947百万円のマイナスとなりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間中の投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の減少等を主因に前年同期に比べ11,459百万円増加し、382百万円のマイナスとなりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間中の財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の売却による収入の減少等を主因に前年同期に比べ36百万円減少し、422百万円のマイナスとなりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当連結会社の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては標準的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

（単位：億円、％）

	2026年９月30日
1　連結自己資本比率（２／３）	9.38
2　連結における自己資本の額	586
3　リスク・アセットの額	6,252
4　連結総所要自己資本額	250

単体自己資本比率(国内基準)

（単位：億円、％）

	2026年９月30日
1　自己資本比率（２／３）	9.25
2　単体における自己資本の額	566
3　リスク・アセットの額	6,124
4　単体総所要自己資本額	244

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第６条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２　危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３　要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４　正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	70	70
危険債権	202	225
要管理債権	47	39
正常債権	10,461	10,722

３ 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000
第１回Ａ種優先株式	7,000,000
第２回Ａ種優先株式	7,000,000
第３回Ａ種優先株式	7,000,000
第４回Ａ種優先株式	7,000,000
計	35,000,000

（注）普通株式と第１回Ａ種優先株式、第２回Ａ種優先株式、第３回Ａ種優先株式、第４回Ａ種優先株式の発行可能株式総数は併せて35,000,000株を超えないものとします。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,679,030	11,679,030	東京証券取引所スタンダード市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
第２回Ａ種優先株式	1,000,000	1,000,000	―	単元株式数は100株であります。（注）
計	12,679,030	12,679,030	―	―

（注）第２回Ａ種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 第２回Ａ種優先配当金の額

① 当銀行は、定款第32条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第２回Ａ種優先株式を有する株主（以下「第２回Ａ種優先株主」という。）または第２回Ａ種優先株式の登録株式質権者（以下「第２回Ａ種優先登録株式質権者」といい、第２回Ａ種優先株主とあわせて「第２回Ａ種優先株主等」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者（以下あわせて「普通株主等」という。）に先立ち、第２回Ａ種優先株式１株につき、第２回Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第２回Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、年率1.65%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（2022年３月31日に終了する事業年度にあっては2021年12月10日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、１か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第２回Ａ種優先配当金」という。）。ただし、当該基準日の属する事業年度において第２回Ａ種優先株主等に対して下記④に定める第２回Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。定款第32条の規定は、第２回Ａ種優先配当金および第２回Ａ種優先中間配当金についてこれを準用する。

② 非累積条項

ある事業年度において第２回Ａ種優先株主等に対してする剰余金の配当の額が第２回Ａ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第２回Ａ種優先株主等に対しては、第２回Ａ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロもしくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④ 第２回Ａ種優先中間配当金

当銀行は、定款第32条②に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第２回Ａ種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第２回Ａ種優先株式１株につき、第２回Ａ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下「第２回Ａ種優先中間配当金」という。）を支払う。

(2) 残余財産

当銀行は、残余財産を分配するときは、第２回Ａ種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第２回Ａ種優先株式１株につき、第２回Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第２回Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。第２回Ａ種優先株主等に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

① 第２回Ａ種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

② 当銀行が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第２回Ａ種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2026年12月11日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第２回Ａ種優先株主等に対して、取得日から２週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第２回Ａ種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第２回Ａ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第２回Ａ種優先株主に対して交付するものとする。なお、当銀行が第２回Ａ種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第２回Ａ種優先株式は按分比例の方法により決定するものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第２回Ａ種優先株式の取得と引換えに、第２回Ａ種優先株式１株につき、第２回Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第２回Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間につき当該事業年度における第２回Ａ種優先配当金の額を月割計算（ただし、１か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）して算出される額を加算した額の金銭を交付する。ただし、取得日の属する事業年度において第２回Ａ種優先株主等に対して第２回Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、2031年12月11日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当銀行に取得されていない第２回Ａ種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当銀行は、第２回Ａ種優先株式を取得するのと引換えに、各第２回Ａ種優先株主に対し、その有する第２回Ａ種優先株式数に第２回Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第２回Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第２回Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記③に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

③ 下限取得価額

下限取得価額は、735円とする（ただし、下記④による調整を受ける。）。

④ 下限取得価額の調整

イ．第２回Ａ種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 下限取得価額調整式に使用する１株当たり時価（下記ハ.(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本④において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または、当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数（ただし、基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する１株当たり時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)並びに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する１株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.または下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する１株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される１株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数（効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ. (i) 下限取得価額調整式に使用する「１株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当銀行の普通株式の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。

(ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

(iv) 下限取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は０円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には０円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切り捨てる。）を使用する。

⑤ 合理的な措置

上記③および④に定める下限取得価額は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(6) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、第１回Ａ種優先株式および第２回Ａ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式、第１回Ａ種優先株式および第２回Ａ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(7) 優先順位

第１回Ａ種優先株式および第２回Ａ種優先株式と当銀行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(8) 単元株式数

第２回Ａ種優先株式の単元株式数は100株とする。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い第２回Ａ種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第２項に関する定めをしております。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

第２回Ａ種優先株式は、適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年４月１日～2026年９月30日	－	12,679	－	14,310	－	12,640

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
トマト銀行職員持株会	岡山市北区番町２丁目３-４	450	3.56
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内１丁目15－20	439	3.48
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷１丁目６番１号	366	2.90
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町１丁目５番５号	360	2.85
山佐株式会社	岡山県新見市高尾362-1	239	1.89
加藤　清行	愛媛県新居浜市	212	1.68
大川　良彰	神奈川県横浜市泉区	205	1.62
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目４－１	200	1.58
岡山県	岡山市北区内山下２丁目４－６	198	1.56
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿１丁目26－1	192	1.52
計	－	2,863	22.69

所有議決権数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%）
トマト銀行職員持株会	岡山市北区番町２丁目３-４	4,503	3.90
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町１丁目５番５号	3,600	3.12
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内１丁目15－20	3,390	2.94
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷１丁目６番１号	2,660	2.30
加藤　清行	愛媛県新居浜市	2,127	1.84
大川　良彰	神奈川県横浜市泉区	2,056	1.78
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目４－１	2,000	1.73
岡山県	岡山市北区内山下２丁目４－６	1,980	1.71
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿１丁目26－1	1,921	1.66
山佐株式会社	岡山県新見市高尾362-1	1,893	1.64
計	－	26,130	22.67

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第２回Ａ種優先株式 1,000,000	―	（注）１
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 62,900	―	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,523,300	115,233	同上
単元未満株式	普通株式 92,830	―	同上
発行済株式総数	12,679,030	―	―
総株主の議決権	―	115,233	―

(注)１　「第３　提出会社の状況　１　株式等の状況　(1)株式の総数等　②発行済株式」の（注）を参照してください。

２　上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株が100株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が１個含まれております。

３　上記の「完全議決権株式（その他）」には、役員株式報酬制度に係る信託財産として、「役員株式報酬制度」で保有する当社株式73,800株（議決権738個）が含まれております。なお、当該議決権は議決権不行使となっております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トマト銀行	岡山市北区番町２丁目３番４号	62,900	―	62,900	0.49
計	―	62,900	―	62,900	0.49

（注）　役員株式報酬制度に係る信託財産として、「役員株式報酬制度」で保有する当社株式 73,800株は、上記の自己株式に含まれておりません。

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１　当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２　当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

　また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３　当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

　また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 108,987	※4 97,168
買入金銭債権	250	222
商品有価証券	18	41
金銭の信託	5,000	5,000
有価証券	※1,※2,※4,※8 158,745	※1,※2,※4,※8 159,839
貸出金	※2,※3,※4,※5 1,075,888	※2,※3,※4,※5 1,084,512
外国為替	※2,※3 4,620	※2,※3 832
リース債権及びリース投資資産	11,111	11,824
その他資産	※2,※4 7,672	※2,※4 7,850
有形固定資産	※6,※7 11,846	※6,※7 11,867
無形固定資産	461	428
退職給付に係る資産	1,153	1,206
繰延税金資産	2,654	2,659
支払承諾見返	※2 5,320	※2 5,147
貸倒引当金	△4,979	△6,028
資産の部合計	1,388,751	1,382,574
負債の部		
預金	※4 1,273,226	※4 1,263,658
譲渡性預金	422	650
借用金	※4 39,995	※4 40,509
外国為替	2	0
その他負債	10,824	12,778
退職給付に係る負債	624	629
役員株式報酬引当金	48	56
偶発損失引当金	223	252
繰延税金負債	115	101
再評価に係る繰延税金負債	※6 521	※6 521
支払承諾	5,320	5,147
負債の部合計	1,331,324	1,324,307
純資産の部		
資本金	14,310	14,310
資本剰余金	22,405	22,405
利益剰余金	20,624	21,143
自己株式	△230	△231
株主資本合計	57,109	57,627
その他有価証券評価差額金	△1,039	△671
土地再評価差額金	※6 640	※6 640
退職給付に係る調整累計額	716	671
その他の包括利益累計額合計	317	639
純資産の部合計	57,427	58,267
負債及び純資産の部合計	1,388,751	1,382,574

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
経常収益	13,051	15,255
資金運用収益	7,731	9,257
（うち貸出金利息）	6,711	7,875
（うち有価証券利息配当金）	768	915
役務取引等収益	1,808	2,075
その他業務収益	3,399	2,922
その他経常収益	※1 111	※1 999
経常費用	12,042	13,986
資金調達費用	1,325	2,384
（うち預金利息）	1,278	2,310
役務取引等費用	1,361	1,242
その他業務費用	2,904	2,947
営業経費	※2 5,810	※2 5,788
その他経常費用	※3 640	※3 1,623
経常利益	1,008	1,269
特別利益	―	0
固定資産処分益	―	0
特別損失	16	16
固定資産処分損	15	12
減損損失	※4 0	※4 4
税金等調整前中間純利益	992	1,252
法人税、住民税及び事業税	232	583
法人税等調整額	85	△223
法人税等合計	317	360
中間純利益	675	891
親会社株主に帰属する中間純利益	675	891

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	675	891
その他の包括利益	965	322
その他有価証券評価差額金	962	367
退職給付に係る調整額	2	△45
中間包括利益	1,640	1,213
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	1,640	1,213

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,310	22,405	19,384	△256	55,843
当中間期変動額					
剰余金の配当			△372		△372
親会社株主に帰属する中間純利益			675		675
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				28	28
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計			302	27	329
当中間期末残高	14,310	22,405	19,686	△229	56,172

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△1,203	656	564	17	55,860
当中間期変動額					
剰余金の配当					△372
親会社株主に帰属する中間純利益					675
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					28
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	962		2	965	965
当中間期変動額合計	962		2	965	1,294
当中間期末残高	△241	656	567	982	57,155

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,310	22,405	20,624	△230	57,109
当中間期変動額					
剰余金の配当			△372		△372
親会社株主に帰属する中間純利益			891		891
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分					－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計			518	△0	517
当中間期末残高	14,310	22,405	21,143	△231	57,627

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△1,039	640	716	317	57,427
当中間期変動額					
剰余金の配当					△372
親会社株主に帰属する中間純利益					891
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	367		△45	322	322
当中間期変動額合計	367		△45	322	840
当中間期末残高	△671	640	671	639	58,267

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	992	1,252
減価償却費	378	375
減損損失	0	4
貸倒引当金の増減（△）	△476	1,048
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	12	5
役員株式報酬引当金の増減額（△は減少）	△18	8
偶発損失引当金の増減（△）	18	29
資金運用収益	△7,731	△9,257
資金調達費用	1,325	2,384
有価証券関係損益（△）	△308	△633
固定資産処分損益（△は益）	4	7
貸出金の純増（△）減	3,103	△8,623
預金の純増減（△）	△8,738	△9,567
譲渡性預金の純増減（△）	△124	227
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	202	514
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	△96	△934
コールローン等の純増（△）減	44	24
外国為替（資産）の純増（△）減	5,605	3,788
外国為替（負債）の純増減（△）	△22	△2
資金運用による収入	7,861	9,228
資金調達による支出	△974	△1,899
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	△217	△717
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△40	△53
退職給付に係る調整額の増減額（△は増加）	4	△65
その他	532	1,212
小計	1,338	△11,643
法人税等の支払額	△368	△304
営業活動によるキャッシュ・フロー	969	△11,947
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△35,763	△21,165
有価証券の売却による収入	17,562	12,763
有形固定資産の売却による収入	0	0
有価証券の償還による収入	6,850	8,375
有形固定資産の取得による支出	△430	△307
無形固定資産の取得による支出	△60	△48
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,842	△382
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△372	△372
自己株式の取得による支出	△1	△0
リース債務の返済による支出	△40	△49
自己株式の売却による収入	28	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	△386	△422
現金及び現金同等物に係る換算差額	―	―
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△11,259	△12,753
現金及び現金同等物の期首残高	105,670	106,741
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 94,411	※1 93,987

【注記事項】

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　　3社

会社名　　トマトビジネス株式会社、トマトリース株式会社、トマトカード株式会社

(2) 非連結子会社　　1社

会社名　　トマト創業支援投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

会社名　　該当事項はありません。

(2) 持分法非適用の非連結子会社　　1社

会社名　　トマト創業支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3　連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

９月末日　　3社

4　開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5　会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社の出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

②　金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法によっております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：７年～50年

その他：２年～20年

連結子会社の有形固定資産については、当社と同じ基準により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は３年間の予想損失額を見込んで計上してお

り、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,305百万円（前連結会計年度末は1,871百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(7) 役員株式報酬引当金の計上基準

役員株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 重要な収益及び費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益の計上基準については、主に役務取引において約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。なお、当中間連結会計期間においては、該当取引はありません。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当中間連結会計期間においては、該当取引はありません。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(13) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当社及び連結子会社の事業年度において予定している剰余金の処分による不動産圧縮積立金取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(14) 関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（除くETF）の解約に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は、「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。当中間連結会計期間は、投資信託（除くETF)の解約損706百万円を「有価証券利息配当金」に485百万円と「国債等債券償還損」に220百万円計上しております。（前中間連結会計期間は「有価証券利息配当金」に解約損131百万円）

（会計方針の変更）

当中間連結会計期間より、有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れに係る方法を、中間切放し法から中間洗替え法に変更しております。

当社は、第１四半期連結会計期間の期首から、「期中財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第37号 2025年10月16日）及び「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第34号 2025年10月16日）を適用し、第１四半期連結財務諸表における有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れに係る方法を、期中切放し法から期中洗替え法に変更しております。

当該変更を踏まえ、中間連結財務諸表についても会計処理の整合性を図るとともに、企業の報告の頻度によって年次の経営成績の測定が左右されることがないようにする観点から、中間洗替え法によることが当社の財政状態及び経営成績をより適切に反映すると判断し、会計方針を変更したものです。

なお、当該会計方針の変更が過去の期間に与える影響額は軽微であるため、前連結会計年度の連結財務諸表については遡及適用しておりません。

（追加情報）

（信託を用いた株式報酬制度）

当社は、2020年６月26日開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

（１）取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

（２）信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末が77百万円、73千株、当中間連結会計期間末が77百万円、73千株であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※１　非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
出資金	63百万円	60百万円

※２　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。 なお、債権は中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,223 百万円	6,978 百万円
危険債権額	22,823 百万円	22,472 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	4,063 百万円	3,888 百万円
合計額	34,110 百万円	33,340 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３　手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
2,153百万円	1,755百万円

※４　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	25,791百万円	30,868百万円
貸出金	12,193百万円	5,982百万円
預け金	91百万円	91百万円
計	38,076百万円	36,942百万円
担保資産に対応する債務		
預金	8,456百万円	11,759百万円
借用金	31,600百万円	31,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
有価証券	9,129百万円	8,962百万円
金融商品等差入担保金	95百万円	－百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
保証金	90百万円	90百万円

※５　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	117,598百万円	124,578百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	115,948百万円	121,533百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６　土地の再評価に関する法律(1998年３月31日公布法律第34号)、1999年３月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1999年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価

後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
2,088百万円	2,086百万円

※７　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
減価償却累計額	13,127百万円	12,538百万円

※８　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
11,141百万円	10,493百万円

(中間連結損益計算書関係)

※１　その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
株式等売却益	24百万円	908百万円
償却債権取立益	15百万円	23百万円

※２　営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
給料・手当	2,998百万円	3,010百万円

※３　その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸出金償却	37百万円	94百万円
貸倒引当金繰入額	320百万円	1,357百万円
偶発損失引当金繰入額	166百万円	89百万円
株式等売却損	7百万円	6百万円

※４　使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

岡山県外

用途	営業用店舗２か所
種類	建物等、動産
減損損失	０百万円

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

岡山県内

用途	営業用店舗１か所
種類	建物等
減損損失	０百万円

岡山県外

用途	営業用店舗２か所
種類	動産
減損損失	３百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で行っており、その他遊休資産等については各々独立した単位で行っております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省2002年７月３日）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,679	－	－	11,679	
第２回Ａ種優先株式	1,000	－	－	1,000	
合　計	12,679	－	－	12,679	
自己株式					
普通株式	161	0	27	135	(注)１、２
合　計	161	0	27	135	

（注）１　当中間連結会計期間末の自己株式には、「役員株式報酬制度」で保有する当社株式73千株が含まれております。
２　当中間連結会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取り、減少については信託が保有する株式の交付に伴うものであります。

２　配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月27日定時株主総会	普通株式	290	25.00	2025年３月31日	2025年６月30日
	第２回Ａ種優先株式	82	82.50	2025年３月31日	2025年６月30日

（注）2025年６月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員株式報酬制度」で保有する自社の株式に対する配当金２百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月11日取締役会	普通株式	290	利益剰余金	25.00	2025年９月30日	2025年12月８日
	第２回Ａ種優先株式	82	利益剰余金	82.50	2025年９月30日	2025年12月８日

（注）2025年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、「役員株式報酬制度」で保有する自社の株式に対する配当金１百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,679	－	－	11,679	
第２回Ａ種優先株式	1,000	－	－	1,000	
合　計	12,679	－	－	12,679	
自己株式					
普通株式	136	0	－	136	(注)１、２
合　計	136	0	－	136	

（注）１　当中間連結会計期間末の自己株式には、「役員株式報酬制度」で保有する当社株式73千株が含まれております。
２　当中間連結会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取りに伴うものであります。

２　配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年６月26日定時株主総会	普通株式	290	25.00	2026年３月31日	2026年６月29日
	第２回Ａ種優先株式	82	82.50	2026年３月31日	2026年６月29日

（注）2026年６月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員株式報酬制度」で保有する自社の株式に対する配当金１百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月９日取締役会	普通株式	290	利益剰余金	25.00	2026年９月30日	2026年12月７日
	第２回Ａ種優先株式	82	利益剰余金	82.50	2026年９月30日	2026年12月７日

（注）2026年11月９日取締役会決議による配当金の総額には、「役員株式報酬制度」で保有する自社の株式に対する配当金１百万円が含まれております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金預け金勘定	97,671百万円	97,168百万円
普通預け金	△2,932百万円	△2,810百万円
当座預け金	△7百万円	－百万円
定期預け金	△91百万円	△91百万円
その他	△229百万円	△279百万円
現金及び現金同等物	94,411百万円	93,987百万円

(リース取引関係)

１ ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

(ア)　有形固定資産

事務機械であります。

(イ)　無形固定資産

ソフトウェアであります。

②　リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「５　会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２　オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１年内	7	12
１年超	124	129
合　計	131	142

(金融商品関係)

1　金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注１）参照）。また、現金預け金、譲渡性預金並びに金銭の信託は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略、計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（2026年３月31日）

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　有価証券（*１）	155,606	155,427	△179
満期保有目的の債券	8,274	8,095	△179
その他有価証券	147,332	147,332	－
(2)　貸出金	1,075,888		
貸倒引当金	△4,808		
（*２）	1,071,080	1,036,743	△34,336
資　産　計	1,226,687	1,192,171	△34,515
(1)　預金	1,273,226	1,273,129	△97
(2)　借用金	39,995	39,906	△89
負　債　計	1,313,222	1,313,035	△186
デリバティブ取引（*３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(107)	(107)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(107)	(107)	－

（*１）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　有価証券（*１）	157,929	157,715	△214
満期保有目的の債券	7,218	7,004	△214
その他有価証券	150,711	150,711	－
(2)　貸出金	1,084,512		
貸倒引当金	△5,815		
（*２）	1,078,696	1,026,695	△52,001
資　産　計	1,236,626	1,184,411	△52,215
(1)　預金	1,263,658	1,263,568	△90
(2)　借用金	40,509	40,418	△91
負　債　計	1,304,168	1,303,986	△182
デリバティブ取引（*３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	26	26	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	26	26	－

（*１）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。

(注１)　市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
非上場株式(＊１)（＊２）	1,688	1,704
組合出資金(＊３)	1,450	205
合計	3,138	1,910

(＊１)　非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊２)　前連結会計年度、当中間連結会計期間ともに非上場株式の減損処理を行っておりません。

(＊３)　組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）　(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	52,294	―	―	52,294
地方債	―	10,361	―	10,361
社債	―	17,883	10,838	28,721
株式	8,088	0	―	8,088
その他（*）	1,087	31,996	14,323	47,407
デリバティブ取引				
通貨関連	―	―	―	―
資産計	61,471	60,241	25,161	146,873
デリバティブ取引				
通貨関連	―	107	―	107
負債計	―	107	―	107

(＊)　「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は99百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は359百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表　(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
		損益に計上(＊１)	その他の包括利益に計上(＊２)					
有価証券								
投資信託	354	―	4	―	―	―	359	―

(注) １　連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

２　連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、第24-3項の取扱いを適用した投資信託については、連結貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しいため、第24-7項の(3)及び(4)の注記を省略しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）　(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	55,202	―	―	55,202
地方債	―	10,806	―	10,806
社債	―	18,018	10,123	28,142
株式	9,751	0	―	9,751
その他（*）	2,713	28,957	14,679	46,350
デリバティブ取引				
通貨関連	―	26	―	26
資産計	67,667	57,809	24,802	150,279
デリバティブ取引				
通貨関連	―	―	―	―
負債計	―	―	―	―

（＊）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は98百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は359百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表　（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
		損益に計上（＊１）	その他の包括利益に計上（＊２）					
有価証券								
投資信託	359	―	0	―	―	―	359	―

(注) １ 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。
２ 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。なお、第24-3項の取扱いを適用した投資信託については、連結貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しいため、第24-7項の(3)及び(4)の注記を省略しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）　（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	8,095	―	―	8,095
貸出金	―	1,000	1,035,743	1,036,743
資産計	8,095	1,000	1,035,743	1,044,839
預金	―	1,273,129	―	1,273,129
借用金	―	39,906	―	39,906
負債計	―	1,313,035	―	1,313,035

当中間連結会計期間（2026年９月30日）　（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	7,004	―	―	7,004
貸出金	―	1,000	1,025,695	1,026,695
資産計	7,004	1,000	1,025,695	1,033,699
預金	―	1,263,568	―	1,263,568
借用金	―	40,418	―	40,418
負債計	―	1,303,986	―	1,303,986

(注１)　金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、ブローカー等から入手する評価又は将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、信用スプレッドが含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合にはレベル３、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金については、変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

(注２) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（2026年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	割引率	0.0% - 17.1%	1.8%

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	割引率	0.0% - 17.5%	2.3%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2026年３月31日） **(単位：百万円)**

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上（＊１）	その他の包括利益に計上（＊２）					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	13,585	―	△55	△2,692	―	―	10,838	―
外国債券	16,392	259	△133	△2,195	―	―	14,323	―

（＊１）連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

（＊２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日） **(単位：百万円)**

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上（＊１）	その他の包括利益に計上（＊２）					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	10,838	―	△65	△648	―	―	10,123	―
外国債券	14,323	△63	△80	500	―	―	14,679	―

（＊１）中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

（＊２）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社では時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証し、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、スワップ金利等適切な指標に与信管理上の信用リスク区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率であり、このインプットの著しい上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることになります。

(有価証券関係)

※　中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」を含めて記載しております。

※　「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1　満期保有目的の債券

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,004	1,004	0
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	うち外国債券	―	―	―
	小　計	1,004	1,004	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	7,270	7,091	△179
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	うち外国債券	―	―	―
	小　計	7,270	7,091	△179
合　計		8,274	8,095	△179

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	うち外国債券	―	―	―
	小　計	―	―	―
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	7,218	7,004	△214
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	うち外国債券	―	―	―
	小　計	7,218	7,004	△214
合　計		7,218	7,004	△214

2　その他有価証券

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,067	2,052	6,015
	債券	260	260	0
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	260	260	0
	その他	9,401	9,178	222
	うち外国債券	5,026	4,997	29
	小　計	17,729	11,490	6,238
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21	23	△2
	債券	91,117	97,084	△5,966
	国債	52,294	54,878	△2,583
	地方債	10,361	11,133	△771
	社債	28,460	31,072	△2,611
	その他	38,714	40,888	△2,174
	うち外国債券	31,091	32,399	△1,307
	小　計	129,853	137,996	△8,143
合　計		147,582	149,486	△1,904

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,729	1,758	7,971
	債券	364	364	0
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	364	364	0
	その他	10,870	10,609	260
	うち外国債券	4,957	4,933	23
	小　計	20,964	12,731	8,232
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21	23	△1
	債券	93,786	101,528	△7,741
	国債	55,202	58,850	△3,648
	地方債	10,806	11,757	△951
	社債	27,777	30,919	△3,141
	その他	36,162	37,834	△1,672
	うち外国債券	31,846	33,308	△1,461
	小　計	129,970	139,386	△9,416
合　計		150,934	152,118	△1,183

3　減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度、当中間連結会計期間ともに減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

(1)　簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損

(2)　下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価傾向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

(金銭の信託関係)

1　満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

該当事項はありません。

2　その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
5,000	5,000	－	－	－

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
5,000	5,000	－	－	－

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	△1,767
その他有価証券	△1,767
その他の金銭の信託	－
(△) 繰延税金負債	－
(＋) 繰延税金資産	728
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,039
(△) 非支配株主持分相当額	－
(＋) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	－
その他有価証券評価差額金	△1,039

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	△1,174
その他有価証券	△1,174
その他の金銭の信託	－
(△) 繰延税金負債	－
(＋) 繰延税金資産	503
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△671
(△) 非支配株主持分相当額	－
(＋) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	－
その他有価証券評価差額金	△671

(デリバティブ取引関係)

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時 価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	通貨スワップ	－	－	－	－
	為替予約				
	売建	4,868	－	△107	△107
	買建	－	－	－	－
	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
合　　計		－	－	△107	△107

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時 価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	通貨スワップ	－	－	－	－
	為替予約				
	売建	4,303	－	26	26
	買建	－	－	－	－
	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
合　　計		－	－	26	26

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

該当事項はありません。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
期首残高	25百万円	26百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円	－百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円	－百万円
期末残高	26百万円	26百万円

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	732	－	732	－	732
為替業務	329	－	329	－	329
証券関連業務	172	－	172	－	172
代理業務	123	－	123	－	123
その他	160	1	162	118	281
その他経常収益	47	－	47	－	47
顧客との契約から生じる経常収益	1,567	1	1,569	118	1,688
上記以外の経常収益	8,352	3,001	11,353	9	11,362
外部顧客に対する経常収益	9,920	3,003	12,923	128	13,051

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務であります。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	840	－	840	－	840
為替業務	320	－	320	－	320
証券関連業務	208	－	208	－	208
代理業務	131	－	131	－	131
その他	165	2	167	118	285
その他経常収益	48	－	48	－	48
顧客との契約から生じる経常収益	1,714	2	1,716	118	1,834
上記以外の経常収益	10,511	2,900	13,411	8	13,420
外部顧客に対する経常収益	12,225	2,902	15,128	127	15,255

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務であります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主に役務取引においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。したがって、返金が不要な契約における取引開始日に一括で受け取る顧客からの受取手数料において、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものについては、財またはサービスが提供された時に収益を認識しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、銀行業務を中心にリース業務等金融サービスに係る事業を行っており、「銀行業」、「リース業」を報告セグメントとしております。

2．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、中間連結財務諸表の作成方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客への経常収益	9,920	3,003	12,923	128	13,051	―	13,051
セグメント間の内部経常収益	53	119	173	27	200	△200	―
計	9,973	3,122	13,096	155	13,252	△200	13,051
セグメント利益	876	156	1,032	7	1,039	△30	1,008
セグメント資産	1,347,447	16,157	1,363,605	1,778	1,365,384	△7,510	1,357,874
セグメント負債	1,292,017	13,836	1,305,854	1,562	1,307,416	△6,697	1,300,719
その他の項目							
減価償却費	368	6	374	―	374	4	378
資金運用収益	7,772	2	7,775	6	7,781	△49	7,731
資金調達費用	1,291	58	1,349	6	1,356	△30	1,325
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	480	―	480	―	480	11	491

(注) 1　一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2　「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。

3　調整額は次のとおりであります。

(1)　経常収益の調整額△200百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(2)　セグメント利益の調整額△30百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(3)　セグメント資産の調整額△7,510百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(4)　セグメント負債の調整額△6,697百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(5)　減価償却費の調整額４百万円は、セグメント間の取引により発生したものであります。

(6)　資金運用収益の調整額△49百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(7)　資金調達費用の調整額△30百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(8)　有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額11百万円は、セグメント間の取引により発生したものであります。

4　セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客への経常収益	12,225	2,902	15,128	127	15,255	―	15,255
セグメント間の内部経常収益	56	125	182	30	212	△212	―
計	12,282	3,028	15,310	157	15,467	△212	15,255
セグメント利益	1,184	107	1,291	6	1,298	△29	1,269
セグメント資産	1,370,976	16,995	1,387,971	1,735	1,389,706	△7,132	1,382,574
セグメント負債	1,314,545	14,569	1,329,115	1,512	1,330,627	△6,320	1,324,307
その他の項目							
減価償却費	363	4	368	0	368	7	375
資金運用収益	9,303	2	9,306	4	9,310	△53	9,257
資金調達費用	2,326	80	2,407	7	2,415	△30	2,384
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	346	―	346	―	346	10	356

(注) １　一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
２　「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。
３　調整額は次のとおりであります。
(1)　経常収益の調整額△212百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
(2)　セグメント利益の調整額△29百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
(3)　セグメント資産の調整額△7,132百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
(4)　セグメント負債の調整額△6,320百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
(5)　減価償却費の調整額７百万円は、セグメント間の取引により発生したものであります。
(6)　資金運用収益の調整額△53百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
(7)　資金調達費用の調整額△30百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
(8)　有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額10百万円は、セグメント間の取引により発生したものであります。
４　セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）

１．サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	6,727	1,191	2,998	2,133	13,051

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）

１．サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	7,899	1,846	2,897	2,611	15,255

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１　１株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１株当たり純資産額	4,101円70銭	4,174円62銭

(注)　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部の合計額	百万円	57,427	58,267
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,082	10,082
(うち優先株式払込金額)	百万円	10,000	10,000
(うち優先配当額)	百万円	82	82
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	47,344	48,184
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	11,542	11,542

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。なお、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の株式数は前連結会計年度が73,800株、当中間連結会計期間が73,800株であります。

２　１株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
(1)　１株当たり中間純利益	円	51.42	70.08
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	675	891
普通株主に帰属しない金額	百万円	82	82
うち中間優先配当額	百万円	82	82
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	592	809
普通株式の期中平均株式数	千株	11,527	11,542
(2)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	34.31	51.22
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	82	82
うち中間優先配当額	百万円	82	82
普通株式増加数	千株	8,149	5,861
うち第２回Ａ種優先株式	千株	8,149	5,861
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		―	―

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、１株当たり中間純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、１株当たり中間純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前中間連結会計期間が90,516株、当中間連結会計期間は73,800株であります。

(重要な後発事象)

（第三者割当による第３回Ａ種優先株式の発行）

当社は、2026年11月９日開催の当社取締役会において、第三者割当により当社第３回Ａ種優先株式を発行することを決議いたしました。

（１） 第３回Ａ種優先株式の概要

①	**募集株式の名称**	**株式会社トマト銀行第３回Ａ種優先株式**
②	**募集株式数**	**700,000株**
③	**発行価額**	**１株につき10,000円**
④	**募集株式の払込金額の総額**	**7,000,000,000円** **増加する資本金の額　3,500,000,000円** **増加する資本準備金の額　3,500,000,000円**
⑤	**募集方法**	**第三者割当の方法により、当社とお取引のあるお客さまを中心に割り当てを行います。**
⑥	**払込期日**	**2026年12月11日** **（申込期間　2026年11月10日から2026年12月10日まで）**

（２） 手取金の使途

第３回Ａ種優先株式の発行により調達した差引手取概算額は、2026年12月11日に第２回Ａ種優先株式の償還資金に充当する予定です。

（資本金及び資本準備金の額の減少）

当社は、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、本件第三者割当の実施により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うこと（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）を決議いたしました。

（１） 減少すべき資本金の額

3,500,000,000円

なお、第３回Ａ種優先株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

（２） 減少すべき資本準備金の額

3,500,000,000円

なお、第３回Ａ種優先株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

（３） 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第１項及び第３項並びに第448条第１項及び第３項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

（４） 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	**2026年11月９日**
債権者異議申述公告	**2026年11月10日**
債権者異議申述最終期日（予定）	**2026年12月10日**
効力発生日（予定）	**2026年12月11日**

（第２回Ａ種優先株式の取得及び消却）

当社は、2026年11月９日開催の当社取締役会において、第３回Ａ種優先株式の発行が実施されることを条件として、第２回Ａ種優先株式について、第２回Ａ種優先株式に係る金銭対価の取得条項を行使し、残存する第２回Ａ種優先株式の全部を取得すること及び会社法第178条に基づき第２回Ａ種優先株式の全部を消却することを決議いたしました。

（１） 第２回Ａ種優先株式の取得及び消却を行う理由

第２回Ａ種優先株式の全部取得により、将来の普通株式への転換を回避すると共に、今後の当該優先株式に係る配当負担の軽減、ひいては当社財務基盤の維持・向上と当社普通株式の価値向上に資するため。

（２） 取得に係る事項の内容

①	**取得対象株式の種類**	**株式会社トマト銀行第２回Ａ種優先株式**
②	**取得する株式の総数**	**1,000,000株** **（発行済第２回Ａ種優先株式の全部）**

③ 株式の取得価額 （基準価額）	第２回Ａ種優先株式１株当たりの発行価格相当額に、経過配当金相当額（以下に定義する。）を加えた額（円位未満は切り捨てる。） ※「経過配当金相当額」とは、下記⑤記載の取得予定日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該取得予定日の前日（同日を含む。）までの日数に第２回Ａ種優先配当金（以下に定義する。）の額を月割計算（ただし、１か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）して算出される額をいう。ただし、取得予定日の属する事業年度において第２回Ａ種優先株主等に対して第２回Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ※「第２回Ａ種優先配当金」とは、第２回Ａ種優先株式１株当たりの発行価格相当額に、配当年率1.65%を乗じて算出した額の金銭（円位未満は切り捨てる。）をいう。
④ 第２回Ａ種優先株主への通知日	2026年11月10日
⑤ 取得予定日	2026年12月11日

（３） 第２回Ａ種優先株式の消却に係る事項の内容

① 消却する株式の種類	株式会社トマト銀行第２回Ａ種優先株式
② 消却する株式の数	1,000,000株 （ただし、第２回Ａ種優先株式の取得による取得株式数がこれを下回る場合は当該取得された株数）
③ 消却予定日	2026年12月11日

２ 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 108,981	※4 97,160
買入金銭債権	250	222
商品有価証券	18	41
金銭の信託	5,000	5,000
有価証券	※1,※2,※4,※6 158,920	※1,※2,※4,※6 160,015
貸出金	※2,※3,※4,※5 1,080,589	※2,※3,※4,※5 1,089,244
外国為替	※2,※3 4,620	※2,※3 832
その他資産	3,188	3,061
その他の資産	※2,※4 3,188	※2,※4 3,061
有形固定資産	11,783	11,802
無形固定資産	460	427
前払年金費用	151	271
繰延税金資産	2,865	2,850
支払承諾見返	※2 5,400	※2 5,227
貸倒引当金	△4,799	△5,807
資産の部合計	1,377,431	1,370,349
負債の部		
預金	※4 1,274,595	※4 1,264,610
譲渡性預金	422	650
借用金	※4 32,228	※4 32,139
外国為替	2	0
その他負債	8,514	10,575
未払法人税等	215	527
リース債務	372	351
資産除去債務	26	26
その他の負債	7,899	9,669
退職給付引当金	635	638
役員株式報酬引当金	48	56
偶発損失引当金	223	252
再評価に係る繰延税金負債	521	521
支払承諾	5,400	5,227
負債の部合計	1,322,592	1,314,671

（単位：百万円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部		
資本金	14,310	14,310
資本剰余金	22,553	22,553
資本準備金	12,640	12,640
その他資本剰余金	9,913	9,913
利益剰余金	18,604	19,075
利益準備金	1,773	1,773
その他利益剰余金	16,831	17,302
不動産圧縮積立金	158	158
別途積立金	3,547	3,547
繰越利益剰余金	13,124	13,596
自己株式	△230	△231
株主資本合計	55,238	55,708
その他有価証券評価差額金	△1,039	△671
土地再評価差額金	640	640
評価・換算差額等合計	△398	△31
純資産の部合計	54,839	55,677
負債及び純資産の部合計	1,377,431	1,370,349

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
経常収益	9,978	12,287
資金運用収益	7,777	9,308
（うち貸出金利息）	6,724	7,893
（うち有価証券利息配当金）	802	949
役務取引等収益	1,689	1,957
その他業務収益	398	22
その他経常収益	※1 112	※1 999
経常費用	9,107	11,109
資金調達費用	1,291	2,326
（うち預金利息）	1,279	2,312
役務取引等費用	1,347	1,228
その他業務費用	184	349
営業経費	※2 5,654	※2 5,629
その他経常費用	※3 629	※3 1,574
経常利益	871	1,177
特別利益	―	0
特別損失	※4 16	※4 16
税引前中間純利益	855	1,161
法人税、住民税及び事業税	143	525
法人税等調整額	115	△209
法人税等合計	259	316
中間純利益	596	844

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	14,310	12,640	9,913	22,553	1,773	161	3,547	12,027
当中間期変動額								
剰余金の配当								△372
中間純利益								596
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計								223
当中間期末残高	14,310	12,640	9,913	22,553	1,773	161	3,547	12,250

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計						
当期首残高	17,509	△256	54,116	△1,203	656	△546	53,569
当中間期変動額							
剰余金の配当	△372		△372				△372
中間純利益	596		596				596
自己株式の取得		△1	△1				△1
自己株式の処分		28	28				28
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				962		962	962
当中間期変動額合計	223	27	250	962		962	1,212
当中間期末残高	17,732	△229	54,367	△241	656	415	54,782

当中間会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	14,310	12,640	9,913	22,553	1,773	158	3,547	13,124
当中間期変動額								
剰余金の配当								△372
中間純利益								844
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計								471
当中間期末残高	14,310	12,640	9,913	22,553	1,773	158	3,547	13,596

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計						
当期首残高	18,604	△230	55,238	△1,039	640	△398	54,839
当中間期変動額							
剰余金の配当	△372		△372				△372
中間純利益	844		844				844
自己株式の取得		△0	△0				△0
自己株式の処分			－				－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				367		367	367
当中間期変動額合計	471	△0	470	367		367	838
当中間期末残高	19,075	△231	55,708	△671	640	△31	55,677

【注記事項】

（重要な会計方針）

1　商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2　有価証券の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式、出資金及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

②　金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法によっております。

3　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：７年～50年

その他：２年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,305百万円（前事業年度末1,871百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(4) 役員株式報酬引当金

役員株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

6　収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準については、主に役務取引において約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8　ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。なお、当中間会計期間においては、該当取引はありません。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当中間会計期間においては、該当取引はありません。

9　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(3) 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金の処分による不動産圧縮積立金取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

10　関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（除くETF）の解約に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は、「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。当中間会計期間は、投資信託（除くETF)の解約損706百万円を「有価証券利息配当金」に485百万円と「国債等債券償還損」に220百万円計上しております。（前中間会計期間は「有価証券利息配当金」に解約損131百万円）

（会計方針の変更）

当中間会計期間より、有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れに係る方法を、中間切放し法から中間洗替え法に変更しております。

当社は、第１四半期会計期間の期首から、「期中財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第37号 2025年10月16日）及び「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第34号 2025年10月16日）を適用し、第１四半期財務諸表における有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れに係る方法を、期中切放し法から期中洗替え法に変更しております。

当該変更を踏まえ、中間財務諸表についても会計処理の整合性を図るとともに、企業の報告の頻度によって年次の経営成績の測定が左右されることがないようにする観点から、中間洗替え法によることが当社の財政状態及び経営成績をより適切に反映すると判断し、会計方針を変更したものです。

なお、当該会計方針の変更が過去の期間に与える影響額は軽微であるため、前事業年度の財務諸表については遡及適用しておりません。

（追加情報）

（信託を用いた株式報酬制度）

当社は、2020年６月26日開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

（１）取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

（２）信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末が77百万円、73千株、当中間会計期間末が77百万円、73千株であります。

(中間貸借対照表関係)

※１　関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
株　式	821百万円	821百万円
出資金	63百万円	60百万円

※２　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,222 百万円	6,978 百万円
危険債権額	22,822 百万円	22,471 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	4,063 百万円	3,888 百万円
合計額	34,109 百万円	33,339 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３　手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
2,153百万円	1,755百万円

※４　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	25,791百万円	30,868百万円
貸出金	12,193百万円	5,982百万円
預け金	91百万円	91百万円
計	38,076百万円	36,942百万円
担保資産に対応する債務		
預金	8,456百万円	11,759百万円
借用金	31,600百万円	31,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
有価証券	9,129百万円	8,962百万円
金融商品等差入担保金	95百万円	－百万円

子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。
また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
保証金	90百万円	90百万円

※５　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	113,936百万円	121,163百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	112,286百万円	118,117百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の　額

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
11,141百万円	10,493百万円

(中間損益計算書関係)

※１　その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
株式等売却益	24百万円	908百万円
償却債権取立益	15百万円	23百万円

※２　減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
有形固定資産	279百万円	282百万円
無形固定資産	89百万円	81百万円

※３　その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入額	315百万円	1,317百万円
株式等売却損	7百万円	6百万円

※４　特別損失には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
固定資産処分損	15百万円	12百万円
減損損失	0百万円	4百万円

(有価証券関係)

子会社株式（出資金）

子会社株式（出資金）で市場価格のあるものはありません。

なお、市場価格のない子会社株式（出資金）の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
子会社株式（出資金）	884	882

（重要な後発事象）

第三者割当による第３回Ａ種優先株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、第２回Ａ種優先株式の取得及び消却について、中間連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

４ 【その他】

中間配当

第144期（自　2026年４月１日　至　2027年３月31日）中間配当につきましては、2026年11月９日開催の取締役会において、2026年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

①　中間配当金額		372百万円
②　１株当たりの中間配当金	普通株式	25円00銭
	第２回Ａ種優先株式	82円50銭
③　支払請求権の効力発生日及び支払開始日		2026年12月７日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月25日

株式会社トマト銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　桐　　徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　園　龍　也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の

表示に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
・中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※1　上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月25日

株式会社トマト銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　桐　　徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　園　龍　也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの第144期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行の2026年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※1　上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。